

野田市スポーツ協会規約

第1章 名 称

第1条 本会は野田市スポーツ協会という。

第2章 事務局

第2条 本会の事務局を野田市野田250番地、興風会館内に置く。

第3章 目 的

第3条 本会は市民の体力向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、スポーツの振振興寄与することを目的とする。

第4章 事 業

第4条 本会は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ大会(体育大会を含む)、講習会等に関する行事を実施すること。
- (2) 県スポーツ協会との連携ならびに加盟団体の強化発展、および加盟団体別、地域別等諸団体との連携を図ること。
- (3) スポーツクラブの育成、スポーツ教室等の振興事業を図ること。
- (4) 選手の競技力の向上を図り、コーチを育成すること。
- (5) 近隣各市共同スポーツ事業の開催および援助を行うこと。
- (6) 県民スポーツ大会に派遣する競技者、役員を選定し参加させること。
- (7) 関係機関にたいし意見を述べ、その施策に協力すること。
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

第5章 加盟および脱退

第5条 本会は次に掲げるものを加盟団体とする。

- (1) 市内におけるアマチュアスポーツを競技別に統括する競技団体。
- (2) 市内における学校体育を代表する団体。
- (3) 市内における地域スポーツ団体。
- (4) その他評議員会の議決を経て指定した団体。

第6条 本会の加盟団体になろうとする団体は、評議員の現在数3分の2以上の議決を経て加盟することができるものとし、その方法は加盟規約による。

第7条 加盟団体が脱退しようとするときは、その事由を付して脱退届けを提出し評議員現在数の議決を経なければならない。

- 2 本会は加盟団体が第5条に掲げる資格を失ったとき、または本会の加盟団体として不適当と認めたときは、評議員の現在数の議決を経てこれを脱会させることができる。

第8条 前3条に規定するもののほか、加盟団体ならびに加盟および脱退について必要な事項は評議員会の議決を経て別に定める。

- 2 加盟団体は本条によりさだめられるところを守らなければならない。

第6章 資産および会費

第9条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 基本金
- (2) 本会所有の動産および不動産
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 交付金および補助金

- (5) 事業に伴う収入
- (6) 寄付金品
- (7) 加盟金および年度会費
- (8) その他の収入

第10条 本会の事業遂行に要する費用は、前9条に掲げる資産より支弁する。

第11条 本会の事業計画および収支予算は毎会計年度開始前に会長が編成し評議員会の議決を経て承認を受けなければならない。

第12条 本会は評議員会の議決を経て特別の目的のためにする基金又は積立金を設定することができる。

この基金または積立金は評議員の議決を経てその都度別に定める。

第13条 本会の収支決算は毎会計年度終了後に会長が作成し財産目録および事業報告書に監事の意見をつけ評議員会の承認を受けなければならない。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 役員

第15条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名以内
- (3) 理事長1名
- (4) 副理事長1名
- (5) 理事15名以内
- (6) 監事2名

第16条 本会は顧問および参与等をおくことができる。

第17条 会長は評議員会で推挙する。副会長は評議員会の議決を経て会長が委嘱する。

会長は本会を代表して会務を総理し、評議員会の議長となる

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

理事長は理事の互選により会長が委嘱する。

理事長は会長の命を受けて会務を執行し理事会の議長となる。

副理事長は評議員会において理事のうちから選出し会長が委嘱する。

副理事長は理事長を補佐し理事長事故ある時はその職務を代行する。

第18条 理事は加盟団体からの推薦を受け評議員会に諮って委嘱する。

会長はこのほか評議員会に諮って学識経験者から若干名の理事を委嘱することができる。

理事は理事長を補佐すると共に、理事会を構成し会務、常務を掌理する。

第19条 評議員は加盟団体より1名選出する。

役員のうち会長、副会長、理事、監事は評議員を兼ねることはできない。

役員に選出された団体は別に1名の評議員を選出する。

評議員は評議員会を構成し会務を議決する。

第20条 監事は評議員の推薦によって会長が委嘱する。

監事は会計を監査する、

第21条 顧問および参与は評議員会の推薦により会長が委嘱する。

顧問は会長の諮問に応じ、参与は会議に出席し意見を述べるができる。

第22条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。補欠による役員任期は前任者の残任期間とし増員による役員任期は他の役員の間とする。役員は任期満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。

第 8 章 会 議

- 第 2 3 条 評議員会は会長が招集し予算、決算、役員改選等を議決する。
また加盟団体の 3 分の 1 以上が会議の目的を示し請求した時は遅滞なくこれを招集しなければならない。
- 2 理事会は理事長が招集し会務に必要な事項および評議員会より委任された事項審議執行する。
- 3 会議は議席数の半数以上出席がなければ開会することができない。但し同一事項について再度招集した時はこの限りではない。
- 4 会議に出席できない場合書類にて会議事項の審議を委任することができる。この場合委任した評議員、理事は出席とみなす。
- 5 会議における議決は第 6 条、および第 2 6 条を除き総て出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第 9 章 事務局および局員

- 第 2 4 条 本会の事務を処理するため事務局を置くことができる。
- 2 事務局長および事務局員は会長が委嘱する。

第 1 0 章 専門委員会

- 第 2 5 条 本会は特に専門処理を必要とする場合に専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員会の名称、目的、事業等は評議員会にてその都度定める。
- 3 専門委員会の委員長は理事より 1 名選出兼務とし会長が委嘱する。
- 4 委員は評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

第 1 1 章 規約の改正

- 第 2 6 条 本規則は評議員会の出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することができない。

第 1 2 章 補 則

- 第 2 7 条 規則の施行について必要な事項は、評議員会の議決を経て別に定める。
- 第 2 8 条 昭和 2 2 年 1 0 月 3 日制定の野田町体育協会規約(昭和 2 5 年 5 月 2 0 日、昭和 2 8 年 5 月 6 日、昭和 3 0 年 2 月 2 6 日、昭和 3 2 年 8 月 1 2 日一部改正)は廃止する。
- 第 2 9 条 本規則は昭和 6 1 年 4 月 1 日より施行する。
- 第 3 0 条 本規則は平成 3 1 年 4 月 1 日より施行する。
- 第 3 1 条 本規則は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- 第 3 2 条 本規則は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。